

平成 29 年度 栄村の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条の規定に基づき、本村における障害者就労施設等からの物品および役務（以下「物品等」という。）の調達を推進するために定める。

2 適用範囲

この方針は、本村の全ての行政組織が発注可能な物品等に適用する。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、障害者優先調達推進法第 2 条第 2 項から第 4 項までに規定する次の施設等とする。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく事業所等
 - ① 就労移行支援事業所
 - ② 就労継続支援事業所（A 型・B 型）
 - ③ 生活介護事業所
 - ④ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行う施設）
 - ⑤ 地域活動支援センター
 - ⑥ 小規模作業所
- (2) 障害者を多数雇用している企業で、次に掲げるもの
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（次の①～③の全てを満たすもの）
 - ① 障害者の雇用人数が 5 人以上
 - ② 障害者の割合が従業員の 20%以上
 - ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者、及び精神障害者の割合が 30%以上
- (3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等
 - ア 在宅就業障害者（自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）
 - イ 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業用会社務を行う団体）

4 調達の対象となる物品等

調査の対象となる物品等は、障害者就労施設等が受注することが可能なものとする。

5 調達の推進方法

ア 障害者就労施設等からの調達可能な物品等の情報を収集し、共有する。

イ 調達可能な物品等について障害者就労施設等と連絡調整しながら、検討するように努める。

ウ 公費による物品等の調達その他、職員個人や親睦団体等での物品購入についても、障害者就労施設等からの物品の調達について協力を求める。

エ イベント等、各種行事への参加等について障害者就労施設等へ情報提供する。

6 調達目標

障害者就労施設等からの物品等の調達については、前年度の実績を上回ることを目標とする。